

令和7年3月定例会提出議案概要（記者発表資料）

- 1 招集告示日 令和7年2月25日
- 2 招 集 日 令和7年3月4日
- 3 提出議案件数 32件
予 算 18件
条 例 14件
- 4 議案等件名
議案第10号 令和6年度西条市一般会計補正予算（第10回）
について
議案第11号 令和6年度西条市国民健康保険特別会計補正予
算（第4回）について
議案第12号 令和6年度西条市介護保険特別会計補正予算
（第5回）について
議案第13号 令和6年度西条市ひうち地域振興整備事業特別
会計補正予算（第2回）について
議案第14号 令和6年度西条市庄内財産区特別会計補正予算
（第1回）について
議案第15号 令和6年度西条市壬生川財産区特別会計補正予
算（第1回）について
議案第16号 令和7年度西条市一般会計予算について
議案第17号 令和7年度西条市国民健康保険特別会計予算に
ついて
議案第18号 令和7年度西条市介護保険特別会計予算につい
て
議案第19号 令和7年度西条市小松地域交流事業特別会計予
算について
議案第20号 令和7年度西条市本谷温泉事業特別会計予算に
ついて
議案第21号 令和7年度西条市畑地かん水事業特別会計予算
について
議案第22号 令和7年度西条市庄内財産区特別会計予算につ
いて
議案第23号 令和7年度西条市壬生川財産区特別会計予算に
ついて
議案第24号 令和7年度西条市後期高齢者医療保険特別会計

	予算について		
議案第 25 号	令和 7 年度西条市水道事業会計予算について		別冊
議案第 26 号	令和 7 年度西条市病院事業会計予算について		
議案第 27 号	令和 7 年度西条市公共下水道事業会計予算について		
議案第 28 号	西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について		1
議案第 29 号	西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について		2
議案第 30 号	西条市税条例の一部を改正する条例について		4
議案第 31 号	西条市手数料条例の一部を改正する条例について		5
議案第 32 号	西条市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について		6
議案第 33 号	西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		7
議案第 34 号	西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について		8
議案第 35 号	西条市立診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例について		9
議案第 36 号	西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について		10
議案第 37 号	西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		11
議案第 38 号	西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		12
議案第 39 号	西条市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		13
議案第 40 号	西条市下水道条例の一部を改正する条例について		14
議案第 41 号	西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水		

道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道 技術管理者の資格を定める条例の一部を改正す る条例について	15
---	----

議案第 28 号 西条市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例について

(総務課・ICT推進課)

1 提出の理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、標準準拠システムに移行すること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 標準準拠システムにおいて、住登外者について共通で登録及び管理を行うため、別表第1から第3までに、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する規定を追加する。
- (2) 条例において引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定について、整備する。

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 29 号 西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

(職員厚生課)

1 提出の理由

本年度における国家公務員の給与改定等に伴い、本市一般職職員の給与等を改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 給料表の改定

3 級から 8 級までの初号近辺の号給をカットして各級の初号の額を引上げ

(2) 昇給号給数の見直し

7 級職員の昇給号給数を 3 号給に抑制する規定を削除

(3) 諸手当の見直し

- 扶養手当の見直し（2 年間で段階的に実施）

配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の引上げ

扶養親族		現行	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	7 級以下	6,500 円	3,000 円	廃止
	8 級	3,500 円	廃止	
子（1 人当たり）		10,000 円	11,500 円	13,000 円

- 通勤手当の引上げ及び単身赴任手当を含む支給要件の拡大
通勤手当の支給限度額を 15 万円に引上げ（現行 5.5 万円）
特急列車等に係る通勤手当及び単身赴任手当について、採用時から支給が可能となるよう支給要件を緩和
- 平日深夜における管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大

支給対象	現行	見直し後
時間帯	午前 0 時から午前 5 時まで	午後 10 時から午前 5 時まで

- 再任用された職員への手当支給の拡大
再任用職員に新たに住居手当を支給可能とする。

(4) 会計年度任用職員の給料表の改定

正規職員の給料表改定に併せて、会計年度任用職員の給料表を同様に改定

(5) 仕事と生活の両立支援の拡充

- 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大
「3 歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」への拡大

- ・ 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備

(6) 災害応急作業等手当（特殊勤務手当）の新設

名称	内訳	支給する者の範囲	支給額※
災害応急作業等手当	巡回監視等	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う巡回監視、災害状況の調査等の業務その他これに相当すると市長が認める業務に従事した職員	1日につき 710円
	応急作業等	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う応急作業、応急作業のための災害状況の調査等の業務その他これに相当すると市長が認める業務に従事した職員	1日につき 1,080円

※ 業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあつては 100 分の 50 を、著しく危険である区域で行われた場合にあつては 100 分の 100 を加算

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第30号 西条市税条例の一部を改正する条例について

(課税課)

1 提出の理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定について、整備する。

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 3 1 号 西条市手数料条例の一部を改正する条例について

(建築審査課)

1 提出の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 原則、全ての新築住宅及び非住宅建築物に、建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられることから、同基準に適合するかどうかの審査等を受ける建築物と、審査等を受けない建築物に関する確認の申請、計画の通知等の審査の手数料を定める。
- (2) 低炭素建築物新築等計画の認定、建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物消費性能向上計画認定の審査に係る手数料を改定する。
- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の審査に係る手数料を廃止する。

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 3 2 号 西条市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を
改正する条例について

(教育総務課)

1 提出の理由

新たに西条市立東部学校給食センターを設置するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

第 1 条の表に西条市立東部学校給食センターに関する規定を追加する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 33 号 西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について
(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和 6 年内閣府令第 109 号)等が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、次に掲げる改正を行う。

- (1) 連携施設の確保に関する経過措置期間を更に 5 年間延長する。
- (2) 連携要件のうち保育内容支援及び代替保育に係る基準を緩和する。
- (3) 管理栄養士国家試験における受験資格要件の緩和により、栄養士免許を受けていない者でも管理栄養士免許を受けることができることとなったため、管理栄養士についても施設の人員配置基準の対象にできるよう、栄養士の配置を求めている規定に、管理栄養士を追加する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第34号 西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

(介護保険課)

1 提出の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和6年厚生労働省令第164号)が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

管理栄養士国家試験における受験資格要件の緩和により、栄養士免許を受けていない者でも管理栄養士免許を受けることができることとなったため、管理栄養士についても施設の人員配置基準の対象にできるよう、栄養士の配置を求めている規定に、管理栄養士を追加する。

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 35 号 西条市立診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

令和 6 年度末をもって、西条市立大保木診療所の運営を終了することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市立大保木診療所に関する規定を削除する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 36 号 西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例について

(衛生課)

1 提出の理由

家庭系廃棄物の排出の有料化によるごみの減量を維持しつつ、新制度移行への混乱防止を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年西条市条例第 21 号）による改正前の西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例（平成 16 年西条市条例第 144 号）の規定に基づき配布していた、家庭系廃棄物の排出に用いる指定袋の使用に係る経過措置期間を 1 年間延長する。

3 施行期日

公布の日

議案第 37 号 西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

(水道業務課)

1 提出の理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定について、整備する。

3 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

議案第 38 号 西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定について、整備する。

3 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

議案第 39 号 西条市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例について

(下水道業務課)

1 提出の理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定について、整備する。

3 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

議案第40号 西条市下水道条例の一部を改正する条例について

(下水道業務課)

1 提出の理由

下水道使用料を統一するとともに、西条市公共下水道事業の健全な運営を確保するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 西条市全体で平均改定率25.5%値上げし、西条地区と東予・丹原地区の下水道使用料を統一する。
- (2) 西条地区において、東予・丹原地区と同様に量水器の使用料を徴収する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年5月1日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、令和7年6月及び7月分として徴収する下水道使用料の算定から適用する。

議案第 4 1 号 西条市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について
(水道工務課)

1 提出の理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 1 0 2 号）等の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 布設工事監督者の資格要件を緩和し、実務経験について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、下水道、道路、河川等の実務経験を追加するとともに、学歴及び学科要件について、土木工学科及び土木科以外の課程並びに国家資格である 1 級土木施工管理技士を追加する。
- (2) 水道技術管理者の資格要件を緩和し、学歴及び学科要件について、国家資格である 1 級土木施工管理技士を追加する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日